

大阪府立大阪北視覚支援学校 寄宿舎の入舎及び退舎に関する基準

(目的)

第1条 大阪府立学校の管理運営に関する規則（平成26年3月31日大阪府教育委員会規則第7号）第44条の規定及び大阪府立大阪北視覚支援学校学則第9章（第24条）の規定に基づき、大阪府立大阪北視覚支援学校寄宿舎（以下「寄宿舎」という。）の入舎及び退舎に関する基準を定める。

(入舎期間)

第2条 寄宿舎の入舎期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

（ただし、土・日・祝日および長期休業日等を除く。）

2 前項の規定によるほか、学校長は、入舎期間を変更することができる。

(入舎定員)

第3条 入舎定員は36人以内とする。（男子18人、女子18人以内）

(入舎基準)

第4条 学校長は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、入舎を認めるものとする。

- (1) 大阪府立大阪北視覚支援学校の小学部、中学部、高等部に在籍する者
- (2) 寄宿舎での集団生活に支障をきたすような疾病のない者
- (3) 寄宿舎舎則等に従うことのできる者
- (4) 遠距離により通学に要する時間が、公共交通機関を利用した場合、1時間を目安とする長時間通学等により、著しく通学に困難な状況にある者
- (5) 寄宿舎を週4泊（月～木）利用する者

2 前項に該当する入舎を希望する者（以下「入舎希望者」という。）が入舎定員を上回った場合は、学習時間の確保等の観点から、学部学年の順を優先する。

3 前2項に関わらず、学校長は、家庭の事情等により、極めて通学困難な事情が生じた者（家族や福祉機関等の対応が困難な場合に限る）に対して、緊急的利用として、一時的な入舎を認めることができる。

4 入舎希望者の保護者又は保証人は、学校長の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を学校長に提出しなければならない。

- (1) 入舎希望者の名前
- (2) 入舎希望者の保護者又は保証人の住所、名前及び入舎希望者との続柄
- (3) 入舎を希望する理由
- (4) その他学校長が必要と認める事項

(退舎基準)

第5条 寄宿舎に入舎する者(以下「寄宿舎生」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合、学校長は、当該寄宿舎生に対し、速やかに寄宿舎からの退舎を命じるものとする。

- (1) 入舎基準を満たさなくなった場合
- (2) 寄宿舎生活の秩序を乱し、他の寄宿舎生に影響を及ぼすおそれのある場合
- (3) その他、個別の状況、宿泊実績等から当該寄宿舎生の入舎の継続が困難であると学校長が判断した場合

(感染症による一時的な退舎)

第6条 学校長は、感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれのある寄宿舎生に対し、速やかに寄宿舎からの一時的な退舎を命じることができる。

- 2 学校長は、前項の規定により一時的な退舎を命じたときは、速やかに教育庁に報告しなければならない。なお、学校長は、一時的な退舎を命じた事情がなくなった場合は、速やかに入舎を認めるものとする。

(申請による退舎)

第7条 寄宿舎生が、希望により退舎する場合は、当該寄宿舎生の保護者又は保証人は学校長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を学校長に提出しなければならない。

- (1) 退舎を希望する者(以下「退舎希望者」という。)の名称
- (2) 退舎希望者の保護者又は保証人の住所、名称及び退舎希望者との続柄
- (3) 退舎を希望する理由
- (4) その他学校長が必要と認める事項

(その他)

第8条 学校長は、この基準について疑義がある場合は、教育庁と協議するものとする。

附則

1. この基準は、平成30年4月1日から施行する。
2. この基準が適用されるまでの入舎及び退舎に関する基準については、従前の例による。